

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 個人事業税所得金額等決定書作成業務委託に関する入札公告 (税務課) 一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定の一部解除 (水環境課) 三
- 介護保険法によるサービス提供事業者の指定 (介護保険課) 四
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課) 五
- 〃〃〃〃 (〃〃〃) 五
- 新都心ビジネス交流プラザ施設管理及び清掃業務委託に関する入札公告 六
- 創業・ベンチャー支援センター (保安林の指定の解除 (森づくり課) 八
- 建設業法第二十八条第三項に基づく営業停止処分 (建設業課) 八
- 〃〃〃〃 (建設業課) 九
- 建設業法第二十九条第一項に基

づく許可取消処分

- 草加都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 一〇
- 児玉都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃〃〃) 一〇
- 朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃〃〃) 一〇
- 事務所の所在地又はその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告 (開発指導課) 一〇
- 県道練馬所沢線の供用の開始 (川越県土) 一〇
- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 一一
- 〃〃〃〃 (行田県土) 一一
- 県道幸手停車場線の供用の開始 (杉戸県土) 一一
- 運転免許取得者教育認定の公示 (運転免許課) 一二
- 公職選挙法の規定による不在者

投票を行うことができる施設の指定 (選管委) 一一

正誤

○埼玉県告示第百四号中訂正 (森づくり課) 一一

告示

埼玉県告示第百四十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び予定数量
個人事業税所得金額等決定書作成業務委託 (4月業務) 98,000件 (A単価業務6,500件、B単価業務91,500件)
(注) A単価及びB単価の業務の内容については、仕様書を参照すること。
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成21年4月1日(水)から同年5月20日(水)まで
 - (4) 履行場所
県内15税務署
 - (5) 納入場所
埼玉県総務部税務課及び各県税事務所
 - (6) 入札方法
入札金額は、A単価業務の単価に6,500を乗じた額と、B単価業務の単価に91,500を乗じた額の合計額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 業務期間中、15税務署に人員を派遣し、マイクロ写真撮影を行うことが可能である者であること（詳細は仕様書による。）。
 - (6) 同規模の業務について、過去に官公庁との取引実績を有するとともに、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）で必要とされる措置を講ずることができるとあること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課間税担当 藤原 文子 電話048-830-2659（直通）
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記（1）の交付場所において交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
ア 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 衛生会館3階303会議室
イ 日時 平成21年3月5日（木）午前10時30分
 - (4) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 衛生会館3階303会議室
イ 日時 平成21年3月30日（月）午前10時30分

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
入札金額×1.05×0.05
イ 契約保証金
契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
各業務の単価にそれぞれの予定件数を乗じて得た額の合計額×1.05×0.1
- (2) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月13日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札の無効
次に掲げる入札書による入札は無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要件
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第二百四十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定に基づき、平成十七年埼玉県告示第千三百四十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

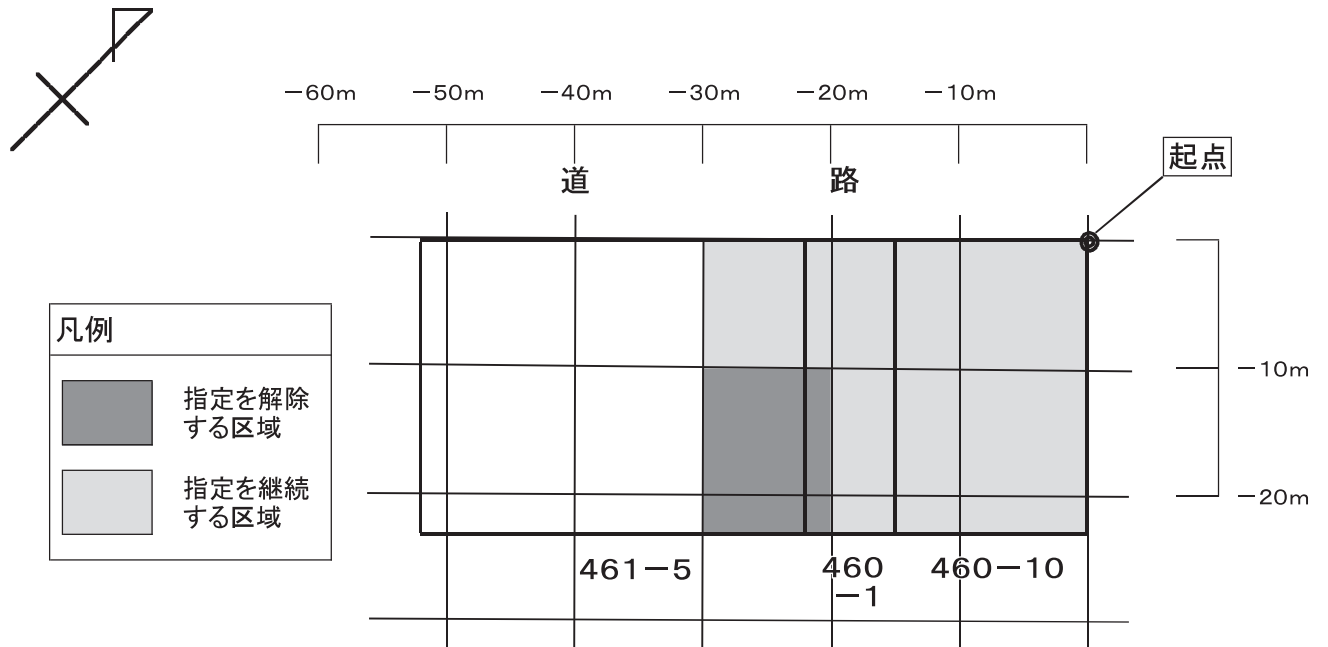
平成二十一年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

解除する区域

別図のとおり(人間郡三芳町大字上富字吉拓四六〇番一の一部及び四六一番五の一部)

別図



起点
 起点は、人間郡三芳町大字上富字吉拓460番10及び同460番9の敷地境界の最北端の境界杭(コンクリート杭)とする。

格子の回転角度 47度
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

埼玉県告示第二百四十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項本文の規定により平成21年1月指定事業者

り、次の者をサービス提供事業者として指定した。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

介護保険 事業所番号	事業所名称	事業所所在地	サービス種類	申請者名称	指定年月日
1161190081	訪問看護ステーション コスモス	北葛飾郡鷲宮町桜田3-9-3	訪問看護	医療法人三和会	平成21年1月1日
1161190081	訪問看護ステーション コスモス	北葛飾郡鷲宮町桜田3-9-3	介護予防訪問看護	医療法人三和会	平成21年1月1日
1170204083	ショートステイ ウェルネス武蔵野	川口市石神1573-10	短期入所生活介護	株式会社 ヘルステクステム	平成21年1月1日
1170204083	ショートステイ ウェルネス武蔵野	川口市石神1573-10	介護予防短期入所生活介護	株式会社 ヘルステクステム	平成21年1月1日
1170204091	デイサービス ウェルネス武蔵野	川口市石神1573-10	通所介護	株式会社 ヘルステクステム	平成21年1月1日
1170204091	デイサービス ウェルネス武蔵野	川口市石神1573-10	介護予防通所介護	株式会社 ヘルステクステム	平成21年1月1日
1170900706	オリーヴ・デイサービス	久喜市吉羽五丁目12番地8	通所介護	有限会社 エム・ケイ企画	平成21年1月1日
1170900706	オリーヴ・デイサービス	久喜市吉羽五丁目12番地8	介護予防通所介護	有限会社 エム・ケイ企画	平成21年1月1日
1171101239	特定非営利活動法人 さんわ	北葛飾郡鷲宮町鷲宮二丁目7番17号	訪問入浴介護	特定非営利活動法人 さんわ	平成21年1月1日
1171101239	特定非営利活動法人 さんわ	北葛飾郡鷲宮町鷲宮二丁目7番17号	介護予防訪問入浴介護	特定非営利活動法人 さんわ	平成21年1月1日
1171101320	ケア・アシスト東鷲宮	北葛飾郡鷲宮町桜田3-9-3	居宅介護支援	医療法人三和会	平成21年1月1日
1171601261	リハヴィレッジ 上尾	上尾市菅谷1-24	通所介護	株式会社 和光精機	平成21年1月1日
1171601261	リハヴィレッジ 上尾	上尾市菅谷1-24	介護予防通所介護	株式会社 和光精機	平成21年1月1日
1171700238	有限会社 伊田商店	鴻巣市本町4-6-20	特定福祉用具販売	有限会社 伊田商店	平成21年1月1日
1171700238	有限会社 伊田商店	鴻巣市本町4-6-20	特定介護予防福祉用具販売	有限会社 伊田商店	平成21年1月1日
1171900929	株式会社 伊田商店	戸田市上戸田1-12-6	居宅介護支援	株式会社 アイシン	平成21年1月1日
1172000489	株式会社 伊田商店	戸田市上戸田1-12-6	居宅介護支援	株式会社 アイシン	平成21年1月1日
1173101997	居宅介護支援事業所 彩りの郷	鳩ヶ谷市緑町2-15-2	居宅介護支援	株式会社 ピュアホームズ	平成21年1月1日
1173101997	居宅介護支援事業所 彩りの郷	鳩ヶ谷市緑町2-15-2	通所介護	株式会社 関口商店	平成21年1月1日
1173101997	かみのデイサービス	熊谷市上川上456番地1	介護予防通所介護	有限会社 関口商店	平成21年1月1日
1173101997	かみのデイサービス	熊谷市上川上456番地1	介護予防通所介護	有限会社 関口商店	平成21年1月1日
1174200947	のぞみ	児玉郡上里町七本木3561-28	居宅介護支援	合同会社 居宅介護支援センターのぞみ	平成21年1月1日
1174601235	在宅支援センターあねとす訪問入浴	深谷市人見1975番地	訪問入浴介護	医療法人 好文会	平成21年1月1日
1174601235	在宅支援センターあねとす訪問入浴	深谷市人見1975番地	訪問入浴介護	医療法人 好文会	平成21年1月1日
1174601235	在宅支援センターあねとす訪問入浴	深谷市人見1975番地	介護予防訪問入浴介護	医療法人 好文会	平成21年1月1日

埼玉県告示第二百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)アバンセ美里店

児玉郡美里町大字阿那志字山谷戸千の一 外八筆

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社フジタコーポレーション 代表取締役 藤田 勝好

群馬県太田市清原町三百十九番地三

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社フジタコーポレーション 代表取締役 藤田 勝好

群馬県太田市清原町三百十九番地三

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年十一月十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五百八十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 九九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 合計 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時三十分から午後六時三十分

ト 届出年月日

平成二十一年二月十日

二 縦覧期間

平成二十一年二月二十四日から平成二十一年六月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年二月二十四日から平成二十一年六月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキ薬品深谷上柴店

深谷市上柴町東三丁目十三の一 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

フジケンホーム株式会社 代表取締役 伊藤 良夫

深谷市上柴町東四丁目十六番地十二

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社セキ薬品 代表取締役 関 伸治

北葛飾郡杉戸町高野台西四の九の二

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年十月十三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百八十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 一三一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 合計 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後一時

ト 届出年月日

平成二十一年二月十二日

二 縦覧期間

平成二十一年二月二十四日から平成二十一年六月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年二月二十四日から平成二十一年六月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百四十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

新都心ビジネス交流プラザ施設管理及び清掃業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

埼玉県創業・ベンチャー支援センターが指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番2号 新都心ビジネス交流プラザ 3階 埼玉県創業・ベンチャー支援センター 創業支援担当 川野 辺 健志 電話048-711-2222

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から3月16日（月）まで上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所
〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番2号 新都心ビジネス交流プラザ 4階 B会議室

イ 日時

平成21年3月13日（金）午後2時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番2号 新都心ビジネス交流プラザ 4階 A会議室

イ 日時

平成21年3月30日（月）午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番2号 新都心ビジネス交流プラザ 3階 埼玉県創業・ベンチャー支援センター

イ 受領期限

平成21年3月27日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成21年3月16日（月）午後5時までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- ク 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受付した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(8) 特記事項

平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第二百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
所沢市大字新郷二〇四の二〇
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 処分をした年月日
平成二十一年二月十六日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

株式会社小川商店

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県鴻巣市本町七丁目六番二号

ハ 代表者の氏名

小川和義

ニ 許可番号

埼玉県知事許可(般一十七)第二九一四号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注一)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注二)「民間工事」とは、(注一)以外の建設工事をいう。

(注三)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

ロ 停止を命ずる期間

平成二十一年三月三日から同月十七日までの十五日間

埼玉県告示第二百五十一号

四 処分の原因となった事実

株式会社小川商店は、平成十八年十二月三十一日を審査基準日とする経営事項審査において、在籍していない技術者を記載した申請をすることにより取得した総合評定値通知書を公共工事の発注者への入札参加資格申請に使用した。このことは、法第二十八条第一項第二号に該当する。

埼玉県告示第二百五十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十一年二月十六日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

株式会社大谷組

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県深谷市寿町二百四十七番地

ハ 代表者の氏名

大谷幸子

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般・特一十七）第一一二二二号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

（注一）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する

（注二）「民間工事」とは、（注一）以外の建設工事をいう。

（注三）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

ロ 停止を命ずる期間

平成二十一年三月三日から同月十七日までの十五日間

四 処分の原因となった事実

株式会社大谷組は、平成十七年六月三十日及び平成十九年六月三十日を審査基準日とする総合評定値通知書について総合評定値を改ざんし、当該通知書を深谷市に提出した。また、平成十八年六月三十日を審査基準日とする総合評定値通知書を改ざんし、当該通知書をもって深谷市に対して競争入札参加申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

埼玉県告示第二百五十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十一年二月十六日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

有限会社大東工業所

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市桜区田島六丁目一番十号

ハ 代表者の氏名

伊藤啓子

ニ 許可番号

埼玉県知事許可(般一十九)第三九八五六号

- 三 処分の内容
法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
有限会社大東工業所は、虚偽の経営業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書を提出し、一般建設業の埼玉県知事許可を取得した。

このことは、建設業法第二十九条第一項第五号に該当する。

埼玉県告示第二百五十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

- 一 平成二十一年二月二十四日
埼玉県知事 上田清司
都市計画の種類及び名称
草加都市計画道路三・三・六十号新和吉川線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
(三・三・六十号新和吉川線)
- イ 追加する土地の区域
三郷市大広戸字深田通、仁蔵字大

場川添及び新三郷ららシティ一丁目の各一部
ロ 削除する土地の区域
なし

- 三 都市計画変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、三郷市まちづくり推進部都市計画課
- 四 縦覧期間
平成二十一年二月二十四日から平成二十一年三月十日まで

埼玉県告示第二百五十五号

上里町から児玉都市計画道路の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第二百五十六号

朝霞市から朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示二百五十七号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

株式会社TKC	商号又は名称	氏名 (法人にあつては代表者の氏名)	主たる事務所の所在地
	畠山 邦雄		四 所沢市上山口一五九九番地

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年二月二十四日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
練馬所沢線	所沢市大字松郷二四七番一地先から同市松郷二八九番三地先まで	平成二十一年二月二十六日 午前十一時	延長 三〇・二・一二メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号
平成二十一年一月十六日

第二〇〇一一四〇号
二 検査済証番号

平成二十一年二月十八日

第二〇〇一二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字下田五二四

七―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字羽尾五二五〇―七

稲葉 冬人

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十一年二月十七日
指令行整第二〇〇〇五一号
二 検査済証番号

平成二十一年二月十七日第二十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字下崎字道北一七

六三―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端二―六―

二二 ピアキャロット一〇一号

若林 謙之

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道幸手停車場線	幸手市中一丁目四四七二番一地先から同市中一丁目六二五三番地先まで	平成二十一年二月二十四日	延長 二八・一・九〇メートル

埼玉県公安委員会告示第50号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により次の者を運転免許取得者教育施設として認定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年2月24日

埼玉県公安委員会委員長 高梨 邦彦

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第1条第6号の課程

名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社太平 北葛飾郡杉戸町杉戸2丁目7番3号 平子 繁	運転免許取得者教育を行う施設の名称及び所在地 東埼玉自動車教習所 越谷市大字下間久里字前田174番地1	教育課程の名称 企業講習	認定を行った年月日 平成21年1月7日
---	---	-----------------	------------------------

埼玉県選管告示第十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十一年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人草加福祉会 特別養護老人ホームフェリス	草加市長栄町六五八番地
老人ホーム	社会福祉法人相愛福祉会 特別養護老人ホームこぶしの里	富士見市大字上南畑二八三六番地

正誤

埼玉県告示第四百号(平成二十一年一月二十三日第二千四十九号)中訂正ページ 段行 四 二十三から二十三

誤 秩父市大滝字川又太郎兵エ落三四〇五の二・三四〇五の四(以上一筆国有林)、字川又白井平道下三四一〇の一(次の図に示す部分に限る)、字川又白井平三四一二の二(国有林)、三四一二の一・三四一三の一・三四一四・字川又岩下三四一六の一・字栃本岩下五六八九の六・字栃本白井平五六九〇の四(以上六筆について次の図に示す部分に限る)、字栃本太郎平ヲトシ五六九二の九(国有林)

秩父市大滝字川又太郎兵エ落三四〇五

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	--	-----	--